

CSF(豚コレラ)対策の強化を求める意見書

昨年9月、岐阜市内養豚農場で豚コレラ発生以降、愛知県、長野県、大阪府、滋賀県、三重県、福井県へと拡大、今年9月の本県で5農場の連続豚コレラ発生は、わが国畜産業の根幹を揺るがす非常事態である。

多くの生産者や養豚団体、獣医師団体などがワクチン接種を含む抜本的な対策を求めてきた。

農林水産省はようやく、野生イノシシの感染が確認された11府県の養豚場の豚を対象にワクチン接種方針を固め、本県でも11月1日より接種が始まった。

政府は、豚コレラのこれ以上の感染防止と、患畜発生の養豚農家が一日も早い経営再建ができるよう以下の対策を講ずることを強く要望する。

- 1 ワクチン接種済みの養豚場での新たな豚コレラ発生に警戒を怠らず、接種後も飼養衛生管理を強化・徹底すること。
- 2 野生イノシシが約100万頭棲息していると言われている現状に鑑み、野生イノシシ対策を防護柵に頼るだけでなく、経口ワクチンの投与と駆除を徹底すること。
- 3 アフリカ豚コレラが中国から北朝鮮、韓国にまで広がっているなかで、動物検疫官の増員や検疫探知犬の大幅増頭など、違法な肉製品を持ち込ませないための水際防疫体制を抜本的に強化すること。
- 4 患畜農家が確実に営農を再開できるよう殺処分家畜の十分な補償、収入が途絶える期間の生活費や従業員の給料への支援など、養豚農家に対する経営支援を抜本的に拡充すること。
- 5 消費者に豚コレラに罹患した豚を食べても人間には感染することなく安全であることを、政府広報などあらゆる機会をとらえて宣伝し、風評被害を防止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

所 沢 市 議 会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

農林水産大臣